預かり保育の償還払い方法について

令和元年10月分より、2号・3号認定を受けた方は預かり保育も無償化の対象となります。支払い方法は償還払い(幼稚園に預かり保育料をいったん全額支払い、その後請求していただき、町が対象分を認定保護者の口座に振込みます。)となります。

◆支払い方法について

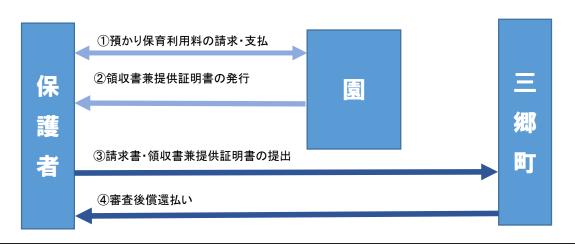
■償還払いとなります。

範囲…450円×月の使用日数:最大月額1万1,300円まで 幼稚園にいったん預かり保育料を全額支払った後、三郷町に請求をしていただ くと、その後対象分を認定保護者の口座に振込みます。

◆請求から支払いまで

- 【①こども未来課(福祉保健センター内)まで請求してください。】 毎月末締
- ! <mark>必要書類</mark>①「施設等利用費請求書(償還払い用)」(窓口又はHPで入手できます) ②「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収書」(園から発行)
 - ※副食費の無償化の対象にもなっている方は同時に請求してください。
 - ※請求は複数月をまとめて請求することも可能です。

【②請求者の口座に振り込みます。】



※1号認定の方は預かり保育は無償化の対象外です。 働き方の変更などで新たに保育の必要性が発生された方は、2号・3号認定に認定変更の手続きを行ってください。 ※

お問い合わせ先 三郷町役場こども未来創造部 こども未来課 TEL 0745-43-7322 FAX 0745-31-0660